

(別紙)

青森県災害救助法施行細則の一部改正の趣旨

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償に関して必要な事項は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項及び第5条により、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ都道府県知事がこれを定めることとされている。

本県においては、内閣総理大臣が定める「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年10月1日内閣府告示第228号）」に従い、青森県災害救助法施行細則においてその具体的な内容を定めているところである。

1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正（令和6年8月1日内閣府告示第102号）により、次の基準額が改められ、令和6年7月9日から適用されることとなったこと等から、青森県災害救助法施行細則の一部を改正するものである。

(1) 国基準の一部改正（令和6年8月1日）により基準額が改められ、令和6年7月9日から適用となったことから、以下のとおり細則の一部を改正するものである。

ア 避難所の設置のため支出できる費用

340円/1人1日 ⇒ 350円/1人1日 （10円増）

【細則別表第一の一の1の(三)】

イ 応急仮設住宅の設置のために支出できる費用（建設型応急住宅）

6,775,000円/戸 ⇒ 6,883,000円/戸 （108,000円増）

【細則別表第一の一の2の(二)】

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用

1,230円/1人1日 ⇒ 1,330円/1人1日 （100円増）

【細則別表第一の二の1の(三)】

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与等のために支出できる費用

(ア) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

(次項につづく。)

		改正前	改正後	増減
夏 季	1人世帯	19,200円 / 世帯	19,800円 / 世帯	600円増
	2人世帯	24,600円 / 世帯	25,400円 / 世帯	800円増
	3人世帯	36,500円 / 世帯	37,700円 / 世帯	1200円増
	4人世帯	43,600円 / 世帯	45,000円 / 世帯	1400円増
	5人世帯	55,200円 / 世帯	57,000円 / 世帯	1800円増
	6人以上1人増す 毎加算	8,000円 / 世帯	8,300円 / 世帯	300円増
冬 季	1人世帯	31,800円 / 世帯	32,800円 / 世帯	1000円増
	2人世帯	41,100円 / 世帯	42,400円 / 世帯	1300円増
	3人世帯	57,200円 / 世帯	59,000円 / 世帯	1800円増
	4人世帯	66,900円 / 世帯	69,000円 / 世帯	2100円増
	5人世帯	84,300円 / 世帯	87,000円 / 世帯	2700円増
	6人以上1人増す 毎加算	11,600円 / 世帯	12,000円 / 世帯	400円増

【細則別表第一の三の3の(一)】

(イ) 住家の半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった場合を含む）により被害を受けた世帯

		改正前	改正後	増減
夏 季	1人世帯	6,300円 / 世帯	6,500円 / 世帯	200円増
	2人世帯	8,400円 / 世帯	8,700円 / 世帯	300円増
	3人世帯	12,600円 / 世帯	13,000円 / 世帯	400円増
	4人世帯	15,400円 / 世帯	15,900円 / 世帯	500円増
	5人世帯	19,400円 / 世帯	20,000円 / 世帯	600円増
	6人以上1人増す 毎加算	2,700円 / 世帯	2,800円 / 世帯	100円増
冬 季	1人世帯	10,100円 / 世帯	10,400円 / 世帯	300円増
	2人世帯	13,200円 / 世帯	13,600円 / 世帯	400円増
	3人世帯	18,800円 / 世帯	19,400円 / 世帯	600円増
	4人世帯	22,300円 / 世帯	23,000円 / 世帯	700円増
	5人世帯	28,100円 / 世帯	29,000円 / 世帯	900円増
	6人以上1人増す 毎加算	3,700円 / 世帯	3,800円 / 世帯	100円増

【細則別表第一の三の3の(二)】

オ 住宅の被害を拡大する緊急の修理のため支出できる費用
50,000円 / 1世帯 ⇒ 51,500円 / 1世帯 (1,500円増)

【細則別表第一の六の2の(二)】

カ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理のため支出できる費用

(ア) (イ) の世帯以外

706,000円 / 1世帯 ⇒ 717,000円 / 1世帯 (11,000円増)

(イ) 住家の半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

343,000円 / 1世帯 ⇒ 348,000円 / 1世帯 (5,000円増)

【細則別表第一の六の3の(二)】

キ 学用品の給与のため支出できる費用（文房具費及び通学用品費）

(ア) 小学校児童 4,800円 / 1人 ⇒ 5,200円 / 1人 (400円増)

(イ) 中学校生徒 5,100円 / 1人 ⇒ 5,500円 / 1人 (400円増)

(ウ) 高等学校生徒 5,600 円/1 人 ⇒ 6,000 円/1 人 (400 円増)

【細則別表第一の八の三の(二)】

ク 埋葬のため支出できる費用

(ア) 大人 219,100 円/1 体 ⇒ 226,100 円/1 体 (7,000 円増)

(イ) 小人 175,200 円/1 体 ⇒ 180,800 円/1 体 (5,600 円増)

【細則別表第一の九の三】

ケ 死体の処理のため支出できる費用

(ア) 死体の洗浄・縫合・消毒

3,500 円/1 体 ⇒ 3,600 円/1 体 (100 円増)

(イ) 死体の一時保存(既存建物を利用できない場合)

5,500 円/1 体 ⇒ 5,700 円/1 体 (200 円増)

【細則別表第一の十の二の(四)】

コ 障害物の除去のため支出できる費用

138,700 円/1 世帯当たりの平均 ⇒ 140,000 円/1 世帯当たりの平均

【細則別表第一の十一の二】 (1,300 円増)

(2) 国基準の一部改正(令和6年8月1日)により、国基準第2条に定める「避難所及び応急仮設住宅の供与」に係る基準の改正に伴い、細則に定める基準について以下のとおり改めるものである。

ア 同条第1号ロについて、「野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し」から「野外に移動可能な施設、車両等を設置し」と改められたことから、国基準に準じて細則別表第一の一の1の(二)「仮小屋の設置、天幕の設営」「移動可能な施設、車両等の設置」と改めるものである。